

医療法人鴻池会 秋津鴻池病院

南3階病棟（回復期リハビリテーション病棟）入院施設基準ご案内

○当院は、次の施設基準等を近畿厚生局長へ届出て、実施しております。
当病棟では、厚生労働大臣の定める下記の入院基本料の施設基準を実施しております。

回復期リハビリテーション病棟入院料4 休日リハビリテーション提供体制加算
医師（専任）1名と理学療法士2名・作業療法士1名が専従勤務し、適切な構造を有した病棟で、入院患者さん15人に対して1人以上の看護職員（うち4割以上は看護師）と入院患者さん30人に対して1人以上の看護補助者の勤務体制

○看護は、入院基本料の基準により行っていますので、患者さんの負担による付添看護（家政婦等）は、認められておりません。
なお、患者さんの負担にならない方（ご家族等）の付き添いについては、希望される場合必要最小限許可されることが有ります。

○当院の入院患者さんに提供される食事は、『入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）』の基準を近畿厚生局長に届出し、管理栄養士によって管理された食事が、適時・適温で提供されております。 また、病棟のホール（食堂）において食事をご提供しています。
提供時間は、朝食7：30、昼食12：00、夕食18：00となっております。

- | | |
|--------------------------|--|
| ◎「入院診療計画」 | 医師、看護師等の共同により策定された診療計画を文書により交付致します。 |
| ◎「院内感染防止対策」 | 院内感染防止対策委員会を定期的に開催し、手洗い設備（消毒液）等を設置し、院内感染を防止するための基準に基づいて行っています。 |
| ◎「医療安全管理体制」 | 医療安全推進委員会を定期的に開催し、医療安全推進規程に基づき院内報告の検討及び職員研修等実施しています。 |
| ◎「褥瘡対策」 | 専任の医師、看護師から構成される褥瘡対策チームを設置し、日常生活の自立度が低い入院患者さんに褥瘡に対する診療計画を作成し、褥瘡対策を実施しています。 |
| ◎「栄養管理体制」 | 常勤の栄養管理を担当する管理栄養士を配置し、関係職種が共同して患者さんの栄養状態等を確認し、適切な栄養管理や栄養管理計画等の作成を行っています。 |
| ◎「意思決定支援」 | 厚生労働省の定める「ガイドライン」等を踏まえた適切な指針を定め、患者さんの意思決定を尊重した支援を行っております。 |
| ◎「身体的拘束最小化」 | 行動制限最小化委員会を定期的に開催し、適切な指針を定め、患者さんの行動を制限する行為の最小化に努めております。 |
| ◎「医療安全対策加算2」 | 組織的な医療安全対策を講じ、医療安全確保のための業務改善等を継続的に実施する体制を整えています。
療養中の不安や疑問等について、医療相談課で専門の相談員がお話をお伺いさせて頂く体制も整えています。 |
| ◎「感染防止対策加算2」 | 感染防止対策部門を設置し、感染防止対策の業務指針等の整備を行い、組織的な感染防止対策を実施する体制を整えています。 |
| ◎「患者サポート体制充実加算」 | 患者相談窓口を設置し、患者さんに対する支援の充実につき必要な体制を整えています。 |
| ◎「データ提出加算1,3」 | 厚生労働省が実施する「DPC導入の影響評価に係る調査」に準拠したデータが正確に作成及び継続して提出する体制を整えています。 |
| ◎「入退院支援加算1」 | 退院支援及び地域連携業務に専従する職員「退院支援職員」を専任で配置し、退院困難な要因を有する患者さんに対し退院支援計画を策定し、退院・転院後の療養を担う保険医療機関等との連絡調整や適切な介護サービスの導入に係る業務等の退院調整を行い、適切な退院先に退院できるよう、体制を整えています。 |
| ◎「認知症ケア加算1」 | 認知症ケアに係る専門知識を有した多職種チーム「認知症ケアチーム」と連携し、認知機能等の把握・評価等を行い、認知症症状を呈している患者さんに対して、適切な治療を行えるよう体制を整えています。 |
| ◎「脳血管疾患等
リハビリテーション料Ⅰ」 | 専任の常勤医師2名以上と専従常勤の理学療法士5名以上、作業療法士3名以上、言語聴覚士1名以上（従事者併せて10名以上）の勤務体制で専用の施設（160㎡以上）及び器具等基準に基づいて行っております。 |
| ◎「運動器
リハビリテーション料Ⅰ」 | 専任の常勤医師1名以上と専従常勤の理学療法士又は作業療法士が4名以上の勤務体制で、専用の施設（100㎡以上）及び器具等基準に基づいて行っております。 |
| ◎「呼吸器
リハビリテーション料Ⅰ」 | 専任の常勤医師1名以上と専従常勤の理学療法士1名を含む常勤理学療法士又は作業療法士合わせて2以上の勤務体制で専用の施設（100㎡以上）及び器具等基準に基づいて行っております。 |
| ◎「集団コミュニケーション
療法料」 | 専任の常勤医師1名以上と専従常勤言語聴覚士1名以上の勤務体制で、専用の施設及び器具等基準に基づいて行っております。 |
| ◎「排尿自立支援加算」 | 排尿ケアに係る専門知識を有した多職種チーム「排尿ケアチーム」と連携し、排尿自立や機能等の評価を行い、機能の回復のための包括的なケアを行えるよう体制を整えています。 |
| ◎「入院ベースアップ評価料」 | 看護職員、その他医療従事者の賃金改善を目的とした評価料となっております。 |

※回復期リハビリテーション病棟入院料4に係る要件に該当しない患者さんが当該病棟に入院した場合は、療養病棟入院基本料1の入院基本料Ⅰの例により各施設基準要件等について算定します。

○保険外サービスについて
当病棟では、患者さんまたはご家族が希望される場合に、保険外サービスとして以下のサービスをご利用頂けます。

特別な療養環境のご提供			
個室	1日につき	2200円	
2人室	1日につき	1100円（お一人あたり）	

上記サービスのほかに、業者委託のリースや洗濯等ご利用頂けます。詳細は医療相談課又は受付にてご確認下さい。

南 3 階病棟

当病棟は、回復期リハビリテーション病棟入院料 4 の施設基準を近畿厚生局長に届け出しており、理学療法士 2 名、作業療法士 2 名が病棟に専従勤務しております。

また、一日 7 名以上の看護職員（看護師、准看護師）と一日 4 名以上の看護補助者が勤務しております。

なお、時間毎の配置は次のとおりです。

朝 9 時～夕 1 7 時まで

○看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 7 名以内です。

○看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 1 7 名以内です。

夕 1 7 時～朝 9 時まで

看護職員及び看護補助者 1 人当たりの受け持ち数は 1 3 名以内です。